

## Vol. 16 静岡県弁護士会通信

発行 2017(平成29)年 春号



## 静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページhttp://s-bengoshikai.com/

## ご挨拶

静岡県弁護士会 会長 近藤 浩志



平成29年度静岡県弁護士会の会長に就任致しましたので、1年間、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

静岡県弁護士会は、市民の皆様がお困りになられたときに、必要とする法的サービスを十分に提供できるよう、日々努力を続けております。

その一つとして、本年3月から、今まで静岡市ののみを対象として行っておりました自治会ホームページ制度を藤枝市に拡大するとともに、それに類似した制度を県西部及び県東部地域でも始めました。いずれも「無料」で「電話相談」に応じるという制度でありまして、市民の皆様が弁護士にアクセスすることが容易になったとして、大変好評を頂いております。その詳しい内容につきましては、別途ご案内いたしますので、是非ご覧頂きたいと思います。

また、本年2月13日から静岡県東部法律会館（沼津市御幸町24番6号）がオープンしまして、県東部地域における法的サービスの拠点として稼働し始めました。新会館は、相談対応の部屋を相当数増やすとともに、待合室を2つ設置することによって、災害時など法律相談需要が飛躍的に拡大する状況にも対応を可能とするとともに、同一時間帯に複数のあっせん・仲裁手続を実施することが可能となりました。また、キッズルームを設置することによってお子様連れの方が利用しやすいようにもしております。スクール形式で170名程度（椅子のみですと最大で250名）まで利用可能な大会議室も設置し、各種講演会等の利用が可能となっております。災害によって停電したとしても、太陽光

発電と蓄電池で電力を供給し続け、法律会館の機能が維持できるようにもしています。なお、会館の竣工を記念しまして、5月には無料相談会を実施する予定であります。

さらに、この4月から、静岡地裁浜松支部でも労働審判が実施されることになりました。労働審判は、迅速な解決が求められる個別労働紛争において、原則3回以内の期日で審理を行い、適宜調停を試みて、調停が成立しない場合には、審判を出すという制度で、早期解決が望める点で、労使ともに大きなメリットがある制度です。この制度は、全国的に見て、現状では、地方裁判所の本庁所在地で実施されていて、地裁の支部で実施されているのは僅かしかない状況でして、それが静岡県では静岡地裁本庁のみならず地裁浜松支部でも実施されるようになったのは、市民の皆様にとって、大きなメリットだと思います。是非、労働審判を多くの皆様にご利用頂きたいと思っております。

ただ、今回は残念ながら静岡地裁沼津支部での実施は見送られましたので、静岡地裁沼津支部でも労働審判が実施されるように、静岡県弁護士会として、今後とも各方面に必要な働きかけを行って参りたいと考えております。

その他、人権侵害事案に対する救済、こどものいじめ問題や高齢者・障害者、犯罪被害者への対応など、様々な社会的な問題に対して、静岡県弁護士会は今後とも積極的に活動して参りますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

# 静岡県東部法律会館が新しくなりました！

## 東部地域住民の方々への法的サービスの充実に寄与

平成 29 年 2 月 13 日、静岡県東部法律会館（通称：静岡県弁護士会沼津支部会館）の開館式が執り行われ、同日から新しい静岡県東部法律会館がオープンいたしました。静岡県弁護士会には、静岡支部、浜松支部及び沼津支部の 3 つの支部が存在し、各支部における弁護士会の活動拠点として、静岡市内に静岡県法律会館、浜松市内に静岡県西部法律会館、沼津市内に静岡県東部法律会館があり、各会館において、市民の皆様への法的サービスの提供のための業務運営が行われています。

しかしながら、静岡の会館が平成 9 年に、浜松の会館が平成 17 年に建築されたものであるのに対し、沼津の会館は昭和 47 年に建築されたものであることから建物の老朽化が著しく、新会館を建築することが積年の課題でありました。

そして、様々な事情により裁判所の構内で会館を建て替えることが困難であったことから、今般、静岡地方・家庭裁判所沼津支部、沼津簡易裁判所の斜向かい（沼津市御幸町 24 番 6 号）に新会館を建築しました。

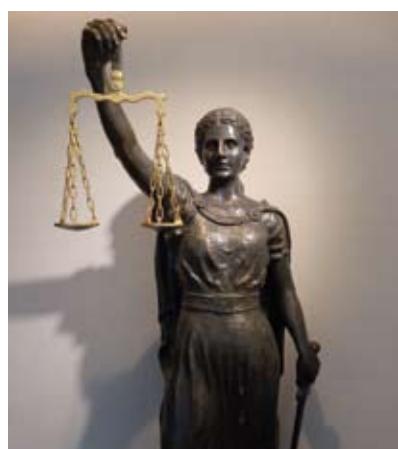
新会館は、地上 4 階建てで駐車場を含めた延床面積は 1590.96 m<sup>2</sup> であり、延床面積では静岡県法律会館（587 m<sup>2</sup>）と静岡県西部法律会館（620.26 m<sup>2</sup>）の合計を上回り、静岡県で最大規模を持つ法的サービスの拠点となることから、法律相談や示談あっせんなど従前から継続的に行われている業務に加え、ジュニアロースクールの会場や市



外観

民向けの講座を開催するなど、様々な用途に利用することが予定されています。では、新会館の中身について簡単にご紹介します。

まず 1 階には、弁護士会沼津支部の事務局室があり、ここで法律相談の受付などの事務処理一般を行っております。しかし、1 階においてもっとも目を引くのは、1 階ホールに設置されているテミスという女神の銅像だと思われます。テミスは、ギリシア神話における法や掟を司る正義の女神とされており、右手の天秤は正義の本質とされる公平を、左手の剣はそれを実現する力を表しています。なお、銅像によっては目隠し



テミス像

をしているものもありますが、ここにあるテミス像は制作者である堤直美氏の意向により目隠しはしていません。

2階には、相談室が7つ、小会議室が3つあり、法律相談や示談あっせんなどに利用することが予定されています。従前の会館と異なり、待合室やキッズルーム（授乳コーナーも含む）が設けられており、相談者のプライバシーやお子さん連れの方の利便にも配慮しています。



キッズスペース

3階には、主に弁護士会の会員が利用することが予定されている図書室と執務スペースが設けられており、現在のところはまだ十分な資料が準備されていませんが、将来的には、法律関係の書籍を充実させるべく調達することを計画しています。

4階には、最大で250名程度を収容できる大会議室が設けられており、以前は会館で開催することのできなかったジュニアロースクールや大規模訴訟の説明会に加え、市民向けの法律講座の会場として利用することが予定されています。

このように、新会館は、その規模や設備において旧会館とは比較ならないほど進化していることから、静岡県東部における法的サービスのランドマークとして、今までにない充実した法的サービスの提供を可能にするとともに、それを通じて私たち弁護士という存在を、市民の皆様にとってより身近な存在とすることが期待されています。

## 静岡県東部法律会館

住所：〒410-0832

静岡県沼津市御幸町24番6号

TEL: 055-931-1848 (変更ありません)

FAX: 055-934-0260 (変更ありません)

### ＜竣工記念無料法律相談会のご案内＞

静岡県東部法律会館竣工を記念して、無料法律相談会を開催します。

予約不要ですので、お気軽にご来館下さい。

#### 【日時】

平成29年5月13日（土）

午前10時～午後3時

平成29年5月20日（土）

午前10時～午後3時

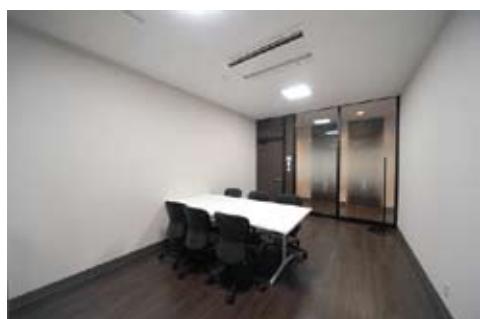
最終受付時間は、いずれも午後2時です。

#### 【場所】

静岡県東部法律会館



会議室



相談室



待合室

# 各種法律相談のご紹介

2017.4.1現在

## 一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5400円

民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

●静岡支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時～4時

●浜松支部 每週月曜日から金曜日  
午前9時45分～12時

月・水・金曜日 午後1時～5時

●沼津支部 每週月曜日から金曜日  
午後1時～3時30分

●掛川法律相談センター

※浜松支部にて予約受付

毎月第3水曜日 午後1時～4時30分

●下田法律相談センター

※沼津支部にて予約受付 每週金曜日 午後1時～4時



## 交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

●静岡支部 每週月・水曜日 午後1時30分～4時  
毎週火・木曜日 午前9時30分～12時

●浜松支部 每週火・木曜日 午後1時30分～4時  
(掛川法律相談センター 每月第1水曜日 時間同上)

●沼津支部 每週月・水・金 午後1時～3時30分  
(三島：第2火、伊東：第3火、下田：第4月 時間同上)

## クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。

破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

●静岡支部 每週月・水曜日 午前10時～12時  
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時  
毎週金曜日 午前10時～12時  
午後1時30分～4時

●浜松支部 每週月・水・金曜日 午後1時30分～5時  
毎週火・木曜日 午前10時～12時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

### 静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

### 浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

### 沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848

■相談料 初回相談料は無料

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

●静岡支部 每週水曜日 午後1時～4時

●浜松支部 每週金曜日 午後1時～4時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

## 犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相（刑事手続参加、加害者対応等）をお受けいたします。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

●静岡支部 每週木曜日 午前10時～11時30分

●浜松支部 ●沼津支部

相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を決定（場所は原則として担当弁護士事務所）

## 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

## 当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたの家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

## 申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。

